

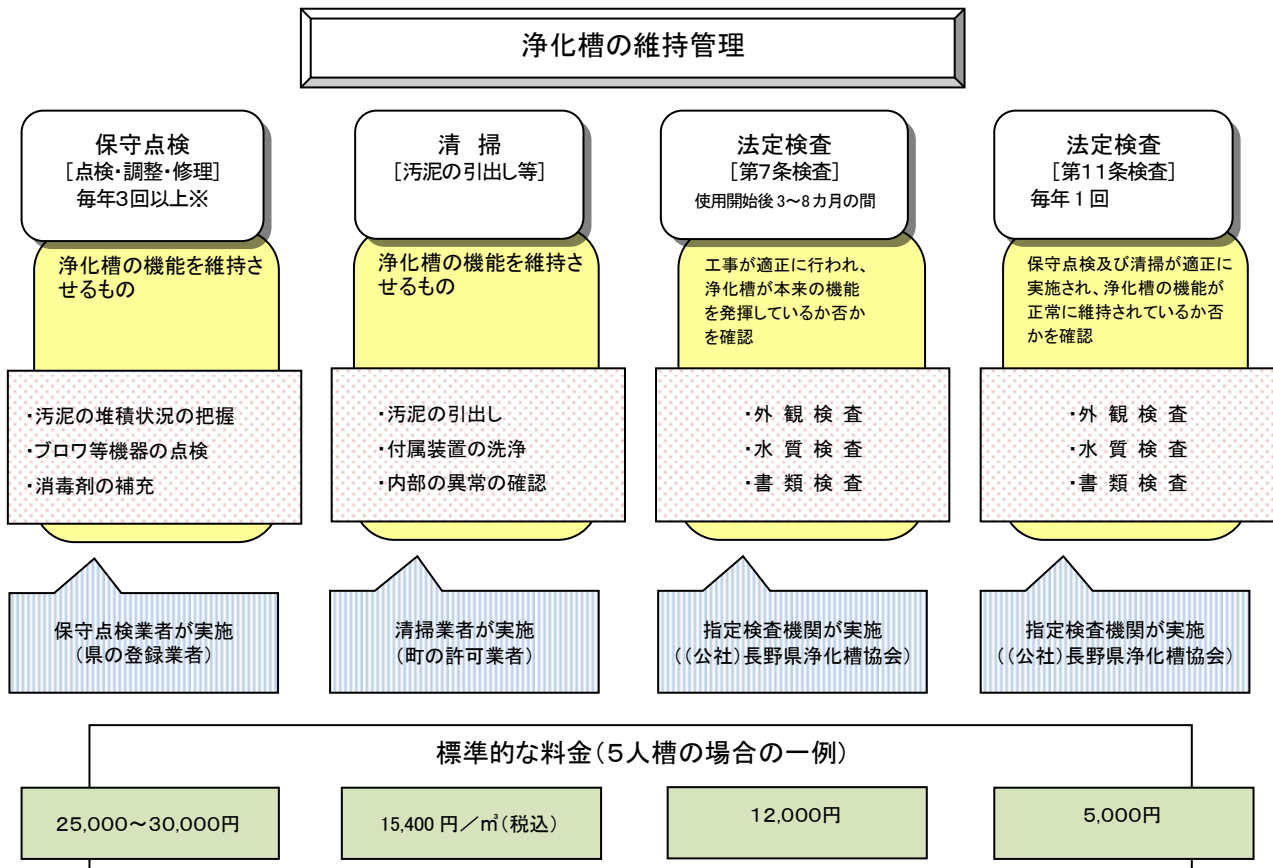
浄化槽を設置される皆さんへ

あなたは、地球にやさしい水を流していますか。

浄化槽には保守点検・清掃・法定検査が必要です

浄化槽管理者（設置者または使用者）は、浄化槽法に基づき、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、設置後（使用開始後3～8カ月の間）及び定期的（毎年）に指定検査機関の実施する検査（法定検査）を受けなければなりません。この一連の流れを示したものが下の図です。

なお、保守点検は浄化槽管理士を雇用している保守点検業者に、清掃は清掃業者に委託して行うのが一般的です。



※浄化槽を設置した際には、まず使用開始直前の保守点検を受ける必要があります。
また、処理方式、使用状況により異なります。

【問い合わせ】

○法定検査に関する問い合わせ・検査の申し込み

- ・(公社)長野県浄化槽協会 東信支所 TEL0267-63-1105
FAX0267-62-8600
- ・(公社)長野県浄化槽協会 事務局 TEL026-234-7637

○浄化槽制度に関する問い合わせ

- ・長野県佐久地域振興局 環境課 TEL0267-63-3166
- ・軽井沢町 上下水道課 下水道施設係 TEL0267-45-8592